

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成18年4月27日 制 定

令和7年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダー機器（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

(対象機器)

第3条 別に定める「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」で分類されたものの内、「運行管理連携型ドライブレコーダー」とする。助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が定める別紙「運行管理連携型ドライブレコーダー一覧」を基準とする。

(助成額)

第4条 1台あたり機器本体購入価格の3分の2（千円未満切捨て）とし、上限額を10,000円とする。但し、1事業者においてドライブレコーダー機器及びEMS用機器を合わせて20台を限度とし、車両台数が20台に満たない場合には、年度当初の会員名簿記載の車両台数を上限とする。

2、国等からの補助金が交付された機器については助成しない。

3、取付費用、管理費用及び消費税については対象外とする。

4、中古品、レンタルの場合は対象外とする。

5、安全装置（バックカメラ等）と一体型になっている機器については「安全装置等導入促進助成」に該当するものとする。

（申請期間）

第5条 対象機器を買い取り（一括、割賦）、またはリースで新たに装着した当該年度の4月1日から翌年2月20日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、申請期間内に装着したことが確認できる書類（領収書等、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書）を提出することとする。また、機器は申請期間内に装着し、且つ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

（申請方法）

第6条 事業者は、様式1「助成金交付申請書（兼請求書）」、様式2「機器別請求内訳書（兼装着証明書）」、様式3「誓約書」、当該機器を装着した車両の自動車検査証記録事項の写し、対象機器のメーカー名・型式・購入単価が記載された請求書（リースの場合は見積書でも可）の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書の写し、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書の写し）を添付し、岩ト協に申請する。

なお、上記申請書類で要件の確認が出来ない場合は、別途確認できる書類を求める場合がある。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった機器の装着日から起算して3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岩ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(事故映像等の提供)

第10条 助成金の交付を受ける事業者は、岩ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒヤリハット映像および事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(附則)

1. 本要綱は平成18年度より適用する。
2. 平成29年3月17日一部改正
3. 令和2年4月1日一部改正
4. 令和3年4月1日一部改正
5. 令和4年4月1日一部改正
6. 令和5年4月1日一部改正
7. 令和6年4月1日一部改正
8. 令和7年4月1日一部改正

ドライブレコーダー車載器の基準（第3条関係）

貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン

項 目			内 容	簡易型	標準型	運行管理 連携型	スマート フォン 活用型
機 器	年月日・時刻	事故・ヒヤリハット等発生年月日・時刻記録	年月日・時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○	○	○	○
	事故・ヒヤリハット時の 車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。		○	○	△
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	○			
	事故・ヒヤリハット位置 情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。				○
	加速度センサー情報	加速度センサーの トリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取り付けられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○	○	○	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○	○	○	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○	○	○	○
	事故・ヒヤリハット時 前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録(トリガー記録型)またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△	△	△	
		トリガー+常時記録型					
	トリガー前後の前方映 像	事故・ヒヤリハット前後 の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○	○	○	
			トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。				○
	事故・ヒヤリハット時の 前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○	○	○	○
		前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○	○	○	○
		フレームレート	10フレーム/秒以上のフレームレートが確保できること。	○	○	○	○
	電 源	取得方法	前方映像の記録を確実にを行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。 *車両運行時、車両から常時電源の確保をする構造であること。	○	○	○	○*
活 用	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○	○	○	○
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。				○
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。				
	デジタル式運行記録計 との連携機能	デジタル式運行記録計 との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)又は(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。			△	
	分析機能	車両挙動分析による 運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。				
		ヒヤリ・ハット等の原因 分析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。			○	○
メー カー	サポート体制	ドライブレコーダを使用、 活用するためのメーカー/ 販売会社のサポート体 制の充実度	ドライブレコーダを製作又は販売するものは、使用者に対し取り付け、取り扱い及び活用等に関するサポートを行う体制があること。	○	○	○	○
			ドライブレコーダを製作又は販売するものは、機器の不具合等に対する修理体制があること。	○	○	○	○
	耐久信頼性/品質	耐久試験、 電圧試験結果等	自動車用として使用する環境で十分な耐久信頼性を有し、社内の品質基準において確認試験等が実施された機器であること。	○	○	○	○
	保証等	製品保証期間、 部品保存等	販売する機器には、製作又は販売会社による保証期間及び部品保存期間が定められていること。	○	○	○	○

○必須 △いずれか